

令和5年第3回都城市議会定例会付議事件名表(議員提出議案)

番号	件名	頁
3号	持続可能な水田の確立と食料の安全保障に関する意見書	1
4号	畜産の経営安定及び飼料自給率の向上に関する意見書	3
5号	健康保険証の存続を求める意見書	5
6号	地方財政の充実・強化を求める意見書	7

議員提出議案第3号

持続可能な水田の確立と食料の安全保障に関する意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
財務大臣	農林水産大臣
内閣官房長官	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月21日提出

提出者	都城市議会議員	<u>赤塚 隆志</u>
賛成者	〃	<u>迫間 輝昭</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>
賛成者	〃	<u>中田 悟</u>
賛成者	〃	<u>江内谷 満義</u>
賛成者	〃	<u>音堅 良一</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>羽田野 徳寿</u>

都城市議会議長 長友 潤治 様

持続可能な水田の確立と食料の安全保障に関する意見書

世界の食料安全保障は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック、気象変動の深刻な影響、武力紛争、エネルギー・食料及び肥料価格の高騰、世界的な人口増に伴う食料危機への懸念など、複合的な要因やリスクによって脅かされています。

一方、わが国の食料自給率は、令和3年度で38%（カロリーベース）と「食料・農業・農村基本計画」に掲げる目標45%に程遠い状況にあります。

このような中、米などの穀物をはじめ、野菜や飼料作物などを生産し、わが国の食料の安定供給を支える水田農業の果たす役割はますます重要となっています。

しかしながら、昨今のロシアのウクライナ侵略や円安の影響により、燃油・肥料・資材価格が高騰しており、地域の水田農業を担ってきた農業者や集落営農組織の経営が逼迫しています。

加えて、国内経済が物価上昇基調の中、生産現場においては、生産・流通に要したコストを農産物価格に転嫁できない状況にあり、農業経営の継続が危ぶまれています。

また、本年4月に本県で開催された、G7宮崎農業大臣会合においても、食料安全保障をテーマに議論がなされ、農業の生産性向上と持続可能性の両立を目指す行動宣言「宮崎アクション」が採択されたところです。

3年連続農業産出額日本一の本市においても、例外なく、農業の置かれている状況は厳しいフェーズに入っており、国を挙げての支援は必要不可欠です。

よって、国においては、今般の「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた議論を踏まえながら、持続可能な水田農業の確立に向けて、地域の特徴を生かした多様な水田の活用と担い手の経営安定が図られるよう、下記の措置を講じることを強く要望します。

記

1 食料や家畜飼料の国内生産を拡大するため、水田利用の汎用化、農地の集積・集約化や大区画化、農作業の分業化や農作業受託の仕組みづくりなどの効率的な生産活動に資する施策を充実・強化すること。

2 水田活用の直接支払交付金の予算を十分に確保するとともに、効率的な農業生産や農地の集積・集約・保全など、水田農業へ大きく貢献する集落営農組織に対して、経営安定に必要な施策を講じること。

3 再生産価格を踏まえた適正な農産物価格への転嫁が図られるよう、国民や流通業界等への理解醸成を促すとともに、その実現に向けた仕組みづくりを早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月21日

都 城 市 議 会

議員提出議案第4号

畜産の経営安定及び飼料自給率の向上に関する意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
財務大臣	農林水産大臣
内閣官房長官	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月21日提出

提出者	都城市議会議員	<u>川内 賢幸</u>
賛成者	〃	<u>楠見 千穂子</u>
賛成者	〃	<u>佐藤 紀子</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>
賛成者	〃	<u>赤塚 隆志</u>
賛成者	〃	<u>中田 悟</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>

都城市議会議長 長友 潤治 様

畜産の経営安定及び飼料自給率の向上に関する意見書

ロシアによるウクライナ侵略に伴う穀物相場の高騰に加え、昨今の円安の影響で配合飼料価格は未曾有の高値水準が続いており、畜産業全体が非常に厳しい経営に直面しています。

特に、近年、規模拡大等で施設・設備投資を進めた生産者においては、事態はさらに深刻で、厳しい経営の中で融資償還等の負担が重なり、今後の飼料価格の動向次第では、経営継続が危ぶまれるほどの影響を受けており、引き続き、万全の対策を講じていく必要があります。

なお、「食料・農業・農村基本計画」において、国は2030年の飼料自給率を34%まで引き上げる目標を掲げていますが、直近10年間の状況を見ても25%前後での低調な推移にとどまり、依然として輸入依存度は高い状況にあります。

一方で、主食用米の需要は一貫して減少傾向にあり、水田の有効活用の観点からも、耕畜連携による飼料用米等の増産を加速化させ、飼料用穀物の国産化への転換を早急に進める必要があります。

本市は、農業産出額3年連続日本一となっていますが、その最たる分野は畜産です。国の目指す、食料自給率向上にも大きく貢献していることもあり、安定的な畜産経営は必要不可欠です。

よって、国においては、持続的な畜産の実現に向け、畜産の経営安定及び飼料自給率の向上が進展するよう、早急に下記の措置を講ずることを強く要望します。

記

- 1 飼料価格高騰により畜産経営が圧迫されている状況を踏まえ、引き続き、影響緩和に向けた万全の支援を行うこと。
- 2 再生産価格を踏まえた適正な畜産物価格への転嫁が図られるよう、国民や流通業界等への理解醸成を促すとともに、その実現に向けた仕組みづくりを早急に進めること。
- 3 海外に依存しない持続可能な畜産の実現を目指し、耕畜連携を一層促進するなど、水田を含めた地域における自給飼料の増産に向けた支援を強化すること。
- 4 水田の直接支払交付金など、自給飼料生産への転換に向けた継続した予算確保を行うこと。
- 5 自給飼料生産コストの低減に向け、担い手への農地集積や農地の大区画化に係る施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月21日

都 城 市 議 会

議員提出議案第5号

健康保険証の存続を求める意見書

提出先	衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 デジタル大臣	参議院議長 総務大臣 厚生労働大臣 内閣官房長官
-----	-----------------------------------	-----------------------------------

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月21日提出

提出者	都城市議会議員	<u>畑中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>

都城市議会議長 長友 潤治 様

健康保険証の存続を求める意見書

国は、マイナンバーカードと健康保険証（被保険者証）の一体化を進めるため、健康保険証を廃止する法律を制定しました。しかし、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した事例、「マイナ保険証」に他人の情報がひも付けられていた事例、他人の医療情報が閲覧された事例、本人が希望しないのにマイナンバーカードに健康保険証が一体化された事例、患者が医療機関の窓口で使う際、本来とは違う患者負担が表示される事例など様々なトラブルが明らかになっています。

医療情報というプライバシーに密接に関連し、また命と健康に関する情報をめぐるトラブルであり、極めて深刻な事態となっています。国民の不安を払拭するため、いったん立ち止まってシステムを総点検すべきであり、同時に医療を受ける権利を保障するものとして健康保険証を存続すべきです。

高齢者施設からは、入所者のマイナンバーカードや暗証番号を管理できないという声が上がっています。また、オンライン資格確認システムの運用を開始した医療機関は、義務化対象施設でも約8割にとどまっており、不具合も多く報告されています。

国は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に対して、「資格確認証を提供する」としてはいますが、システム改修や資格確認証の交付の費用が生じることとなります。現行の保険証のままであれば必要ない費用です。

セキュリティを確保した上で、健康保険証とマイナンバーカードを一体化し、希望する人がマイナンバーカードを取得して、健康保険証としても利用すること自体は否定しません。しかし、健康保険証の情報とマイナンバーのひも付けの遅れも分かってきた今、健康保険証を廃止する必要はありません。

国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するため、システムの総点検と健康保険証の存続がなされるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月21日

都 城 市 議 会

議員提出議案第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
財務大臣	内閣官房長官

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月21日提出

提出者	都城市議会議員	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>別府 英樹</u>
賛成者	〃	<u>迫間 輝昭</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>

都城市議会議長 長友 潤治 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体は、アフターコロナへの対応や長引く原油価格高騰・物価高騰への対策、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て支援策の充実、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化、地域交通の維持、脱炭素化を目指す環境対策、デジタル化の推進、台風をはじめとする自然災害対応など、多岐にわたる役割が求められています。

しかし、地域公共サービスを担う人材は不足し、疲弊する職場実態に、地方公共団体への就職希望者が減少するなどその確保も難しい状況となりつつあります。

これらの課題に見合う地方財政の確立は急務ではありますが、次年度以降も増大する行政需要に対応し得る地方財源を十分に確保できるのか大きな不安があります。

次年度以降の政府予算と地方財政の検討に当たっては、新たな行政需要も把握しつつ、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の充実を目指すよう、下記の事項の実現を強く求めます。

記

1 アフターコロナ対策、原油価格高騰・物価高騰対策、社会保障、防災・災害対策、環境対策、地域交通対策、人口対策など増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う職員の配置を可能とする地方一般財源総額の確保を図ること。また、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けた財源確保を図ること。

2 急増する社会保障ニーズに対応するため、社会保障予算の拡充を図り、人材確保に向けた取り組みを充分支える財源措置を確保すること。

3 デジタル・ガバメント化における地方自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえて一定の期間を設定することとし、柔軟な対応を行うこと。また、大手企業の寡占を防止し、地域におけるデジタル人材の育成など、地域デジタル社会推進費の有効活用等の対応を進めること。

4 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。そして、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定の基づき、意見書を提出します。

令和5年9月21日

都 城 市 議 会